

丹波山村サテライトオフィス等進出支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、地域経済の活性化を図るため、丹波山村交流促進センターにサテライトオフィスの設置又はコワーキングスペース等を利用する企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。この場合において、その交付に関しては、丹波山村補助金等交付規則及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当しない企業等とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項、第11項及び第13項に規定する営業を行おうとする者
- (2) チェーンストア方式、フランチャイズチェーン方式その他これらに類する方式による営業を行おうとする者
- (3) 個人事業主の場合にあってはその者に関する村税、下水道使用料及び水道料（以下「村税等」という）、保育所の保育料、国民健康保険税、介護保険料、村営住宅の家賃、定住促進住宅の家賃並びに給食費保護者負担金に、個人事業主以外の場合にあってはその者にかかわる村税等に滞納がある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認める者

(支援金の交付額等)

第4条 支援金の限度額は、1事業者あたり一律100万円とする。ただし、10事業者を限度とする。

(支援金申請書の様式、提出期限)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下「交付申請者」という。）は、丹波山村サテライトオフィス等支援金交付申請書（様式第1号）（以下「支援金交付申請書」という。）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、村長に提出しなければならない。

(支援金の交付申請等)

第6条 支援金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、支援金の交付を受けようとする事業者は、支援金交付申請書のほか、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) サテライトオフィス等事業計画（様式第2号）
- (2) 支援金交付申請に係る誓約書（様式第3号）
- (3) 法人の登記簿事項証明書の写し（個人事業主は、住民票の写し）
- (4) 直近の確定申告書の写し
- (5) 事業概要がわかるもの（様式は任意とする。）

(6) 前号に掲げるもののほか村長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金交付の可否を決定し、支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(支援金の返還精度)

第8条 村長は、支援金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる、ただし、企業の倒産、災害等やむを得ない事情として村長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 支援金の申請日から5年以内に利用を終了したとき。

(2) 虚偽の申請であることや利用の実態がない等が明らかとなったとき。

2 前項の規定による返還金額は、次に掲げる通りとする。

(1) 支援金の申請日から3年未満に利用を終了したときは、全額

(2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に利用したときは、半額

(3) 虚偽の申請であることや利用の実態がないこと等が明らかとなったときは、全額

3 村長は、第1項の規定により交付決定の取り消しをしたときは、支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により、通知するものとし、支援金返還命令書（様式第6号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(支援事業の期間)

第9条 支援事業の期間は、令和4年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行し、令和4年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された支援金については、この要綱の失効後もその効力を有する。